
第8回 江府町議会定例会会議録（第3日）

平成28年12月19日（月曜日）

議事日程

平成28年12月19日 午前10時開議

- 日程第 1 議案第 109号 専決処分した事項の承認について（損害賠償の額の決定）
- 日程第 2 議案第 110号 江府町企業立地促進等に係る同意集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 111号 江府町の行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 112号 江府町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 113号 江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 114号 江府町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 115号 江府町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 116号 江府町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 117号 江府町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第10 議案第 118号 江尾診療所医科超音波画像診断装置購入契約の締結について
- 日程第11 議案第 119号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第12 議案第 120号 江府町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第13 議案第 121号 鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合同約の変更に係る協議について
- 日程第14 議案第 122号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散に係る協議について
- 日程第15 議案第 123号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴う財産処分に係る協議について
- 日程第16 議案第 124号 町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会

の共同設置の廃止に係る協議について

- 日程第17 議案第 125号 日野病院組合規約を変更する協議について
- 日程第18 議案第 126号 平成28年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第 127号 平成28年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）
補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第 128号 平成28年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）
補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第 129号 平成28年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業
勘定）補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第 130号 平成28年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予
算（第2号）
- 日程第23 議案第 131号 平成28年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第 132号 平成28年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計補正予算（第2
号）
- 日程第25 議案第 133号 平成28年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計補正予
算（第3号）
- 日程第26 議案第 134号 平成28年度鳥取県日野郡江府町特定環境保全公共下水道事業特別会計
補正予算（第2号）
- 日程第27 委員長報告
（地方行政調査報告）
（所管事務調査報告）
（陳情等の審査報告）
陳情第7号 鳥取県西部地区に問題行動等に総合的・長期的に対応する仕組みの実
現を求める陳情書

(教育民生常任委員会)
- 日程第28 発議第8号 総務経済常任委員会所管事務調査について
- 日程第29 発議第9号 教育民生常任委員会所管事務調査について
- 日程第30 発議第10号 鳥取県西部地区に問題行動等に総合的・長期的に対応する仕組みの実現
を求める意見書提出について
- 日程第31 発議第11号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める決議について

日程第32 議員派遣の件について

日程第33 閉会中継続調査について（議会運営委員会）

日程第34 閉会中継続調査について（総務経済常任委員会）

日程第35 閉会中継続調査について（教育民生常任委員会）

日程第36 閉会中継続調査について（議会広報調査特別委員会）

日程第37 閉会中継続調査について（議会改革調査特別委員会）

出席議員（9名）

1番 三好晋也	2番 竹茂幹根	3番 三輪英男
4番 川上富夫	5番 上原二郎	6番 越峠恵美子
7番 長岡邦一	9番 川端雄勇	10番 森田智

欠席議員（なし）

欠員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 梅林茂樹

説明のため出席した者の職氏名

町長	白石祐治	副町長	影山久志
教育長	富田敦司	総務総括課長	瀬島明正
庁舎・広報公聴担当課長	奥田慎也	住民課長	森田哲也
庶務・人権同和対策担当課長			石原由美子
会計管理者	矢下慎二	福祉保健課長	川上良文
農林産業課長	下垣吉正	財務・危機管理担当課長	池田健一
建設課長	小林健治	教育振興課長	篠田寛子
奥大山まちづくり推進課長	加藤邦樹	社会教育課長	生田志保

午前10時00分開議

○議長（川上 富夫君） おはようございます。

本日の欠席通告はございません。全員出席であります。

ただいまより平成28年第8回江府町議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

日程第1 議案第109号 から 日程第26 議案第134号

○議長（川上 富夫君） これから議案等に対する審議を行います。

本日の議案審議は、初日の提出議案であり、既に提案者の内容説明は終わっております。よって、一括議題としますが、質疑、討論、採決の進行は1議案ごとに処理進行いたします。

日程第1、議案第109号、専決処分した事項の承認について（損害賠償の額の決定）から日程第26、議案第134号、平成28年度鳥取県日野郡江府町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）まで、以上26議案を一括議題といたします。

これから議案等に対する審議を行います。

日程第1、議案第109号、専決処分した事項の承認について（損害賠償の額の決定）

議案第109号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第109号、本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認いたしました。

日程第2、議案第110号、江府町企業立地促進等に係る同意集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について。

議案第110号の質疑を行います。

2番、竹茂議員。

○議員（2番 竹茂 幹根君） この条例ですけれども、この条例は新たにその条例として議会で一部その、あるいは今までこの条例があってそうして改正として起用されているのか、その辺がはっきりしてない。まず1点そのことを聞きたいと思います。それと実際に今までサントリーさんが企業誘致として江府町に入っておられる、これは今までの私の理解では企業誘致の会社に対して固定資産税の免除いうものがなされておったやに私は理解しておったんですけども、ここにこういう条例が出たことに企業誘致ということではなくして、固定資産税の免除ということがなされているように思うんです。そうすると企業誘致でなくて、じゃあ固定資産税が免除ということは産業集積の形成及び活性化に関する法律ということですから、産業集積というのは具体的にどのようなことがなされている、そのことも私は勉強不足であるので分かりかねるので、そういう面で1つ産業集積というのはどういうことで、そのことと地方税法との課税免除についての事項の整合性ですね、その根拠、そういうものを若干聞きたい。

○議長（川上 富夫君） 答弁を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 竹茂議員から議案第110号につきまして2件質問がございました。まず1点目ですけれども、この条例は新しい新規のものか、それとも今まであったものを改正したものかということでございますけれども、それにつきましては今回新たに条例を制定するものでございます。2番目の質問に絡んでくるんですけれども、そもそもサントリーさんについて固定資産税の免除をやりましたのは、この条例に基づいてではなくて他の根拠がございましてそちらの方でやったものでございます。どちらにも共通する部分がございます、それは町が減免したものににつきまして、交付税措置が法律に基づいてあるものと、今回新たにこういう形で制定して生まれるものと、そういう違いはあるんですけども同じ条件、要はこういうものを定めておけば交付税措置で見ただけ、75%なんですけど見ていただけるということについては共通かなというふうに思っております。2点目の質問ですけれども、産業集積なるものがどういう関係があるのかということでございますが、これは見ていただきますとこの条例を定めればそういった交付税措置が貰えるというものにつきましては、この目的の第1条の方に書いてございますけれども、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に関する法律の方に根拠がありまして、企業立地促進法という略称があるんですけども、要は鳥取県内に企業さんを呼び込んで来ようということのために得点を設けるために元々の法律に基づいて運用しているわけがございまして、実はサントリーさんは製造業だったものですから別の法律から引っ張ってこな

くても交付税措置があったんですけども、今回は運送業も対象にするということでこういう他の企業立地促進法というものを使いまして出来るようにしたというものでございます。産業集積というのは結局、江府町なら江府町の地域にどンドンいろんな企業さんと呼んできて関連させて産業を活発にするというものでございますんで、サントリーさんは製造を行うと、日通さんは運送を行うということで色んな産業が関連して発展していくということで、いろんな業種が集まってくるという意味で産業集積と言っておりますのでご理解を賜ればと思います。よろしくお願い致します。

○議長（川上 富夫君） 質問があれば。2番、竹茂議員。

○議員（2番 竹茂 幹根君） それで今の説明でも十分理解が出来ない面があるわけですけども、最初にサントリーさんの方については今の固定資産税免除に対しての条例、それに関する条例があるような話であったんですが、実際にそれは条例としてあるということだったらその文が見たいということで思うわけですけども、ここに大体内容的には同じものじゃないかと思うんですが、ここに出されている主旨と関して同じものじゃないかと思うんですけども、その中で下の方に新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分に限り固定資産税を課さない。課さないということは100%課さないという意味でとるのか、あるいは部分的に交付税として75%はこのまま入るといようなことが前に説明があったと思うんです。それからサントリーさんも75%が交付税として、だけれどもそのときに100%課税免除を3年間しとるのか、それとも75%であとの25%は何らかの形でそれに該当するぐらいの金額が町に入っておったのか、このぶんについても国が交付税として固定資産税の税の評価の課する金額の75%というものをちゃんと握っておって、その75%これは固定資産税のサントリーの75%分ですよって交付税として入ってくるということに私は不思議を感じるわけです。交付金だったら分かるけれど、交付税というのはこれはこのままのこれは子供のってちゃんと明文化されて金額的に入ってくるのかってということもちょっと私、交付税はそうじゃないんじゃないかなというふうな気がしておって、その辺をもうちょっと明確に答えが聞けたら非常にいいかなと、75%に25%分がそういうふうにあるとするならば、一応数を課さないということは、新たに企業誘致として進出してきてその目的がなぜ課せないかと、それは利益が上がらないあるいは損失もあるだろうというリスクがあったりして3年度分は一応見ようかということでやっているのかどうか、産業立町というこの国の法律に基づき、そうして条例として町が行う難しい、その辺がちょっと下がったりお話になるわけでその制度の質問。

○議長（川上 富夫君） もう一度、白石町長、答弁をお願いします。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） まず1点目に100%免除するものか、75%免除するものかという質問でございますが、この件に関してここに書いてございます通り100%免除でございます。そのあとで交付税措置ということで町の方にはお金が入ってくるわけなんです、交付税というのはいろんな項目があります。そのいろんな項目を算定した上で入ってきますもので、色が付いておりませんのでこの中のこの分というのは言えませんが、ここに書いてある通り例えば固定資産税相当額ですので、計算すれば大体この額であろうということは推測されるわけでございます。あとなんで免除するのかという理由はなんでかということでございましたけれども、今回の条例に関して言えば企業立地を進めるためです。企業誘致を進めるためです。要は産業集積を図るために企業さんの気持ちを出してみようと、それだけ3年間優遇してくれるんだったら経費も抑えられるし、じゃあ出てみようかという動機づけを行うためにこの制度は作られているというふうに認識をしております。交付税措置に関する一般論でありましたら、それは財政担当課長の方から答えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（川上 富夫君） 池田財務・危機管理担当課長。

○財務・危機管理担当課長（池田 健一君） どういうふうにお答えしているのか分かりませんが、先程言われた本来税収と入るべきものがあります。サントリーが通常に進出してきて本来入るものが税金としてもらうお金があります。それを減免することによってもらえない税金の75%を交付税で措置されるという、国の方で措置されるということでございます。町長が申されました通り企業誘致を促進するために土地とかに企業がどんどん進出していきたいという思いでそういう制度が設けられているということでございます。以上でよろしいでしょうか。

○議長（川上 富夫君） よろしいでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 同じ質問となるならば、それで終わりたいと思いますが。別の質問ですか。これに関連する、同じことでなかったらいいですよ。同じことで分からないということですか。もう一度。

○議員（2番 竹茂 幹根君） 同じ事とはどういうこと。

○議長（川上 富夫君） 今の質問は町長が答えられて、池田財政課長が答えられた部分について理解が出来んという格好になってずっとすると同じ事になりますけども、そうじゃないということならば。

2番、竹茂議員。立てってどうぞ。

○議員（２番 竹茂 幹根君） 一応、固定資産税についてのちょっと質問ですけども、前のサントリーさんのときに３年間の融資で入ってきたときの免除については、一応３年間終わっていたにしていますということにします。それで昨年新聞に出ましたように、サントリーの水のあれを汲み上げをあれして増設をしてそうしてボトルの増産をするということで、じゃあ新たに建物を大きくするわけですから、そしたらこれも生産するようになったら固定資産税が水準が上げたら、そのときにやっぱり固定資産税が、だから水がこれは免除との関係をどうかと言ったら企業誘致だから、あくまでも企業誘致だから固定資産税は免除になります。こういうふうな前の町長の説明であったように思っている。とすれば先程新たにということが私引っかけあって、この新たにということは最初の３年度分の法律による、言えば課税免除じゃないかというふうには思いますが、設備を作って増築をしたら確かに固定資産税はかかるんだが、これを新たにということに入るのかどうかっていうことについて私は分からない点があるので、その辺の新たにということはどういう意味を指しているのかいうことを再度聞きたい。

○議長（川上 富夫君） 先程説明がありましたけども、もう一度分かり易くサントリーは分かったと、その次に新しいというのは多分日通のことを説明はされましたけどもその辺を。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） サントリーさんと日通さんの要は課税免除する根拠が違うというだけの話で理屈としては同じでございます、新たにというのは新しく投資をした場合というふうに解釈していただければいいと思います。ですがサントリーさんの場合は、第１工場をされたときに投資があります、そうするとそこから３年間で新たにまた次の投資がされましたと、するとまたそこから３年、結局固定資産税はどんどん減価償却していくわけですので最初が苦しいんです。投資した時が、ですのでその３年間を免除してあげましょうというのが主旨です。なぜかという企業さんは事業をやるときはやっぱり最初の投資の部分に経費が掛かるんで、そこを免除されることによって投資の意欲も湧くというわけでございます。ですので、サントリーさんのケースでいくと、最初の投資であって次にまた何十億という大きな投資をされるわけなんで、その気持ちを起こさせるためにそういう制度を使って減免をやっていると、町としてはそのバックはきちっと交付税の措置があるので、そこで賄われているというふうに解釈していただけるとよろしいかと思えます。以上です。

○議長（川上 富夫君） 以上で答弁を終わります。

他に質疑がありますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

2番、竹茂議員。

○議員（2番 竹茂 幹根君） 先程の。

○議長（川上 富夫君） どちらから討論されますか。反対討論、賛成討論。

○議員（2番 竹茂 幹根君） 反対とか賛成じゃなしに留保したいという面もあるんです。言え
ば反対ですね。今のこの提案に対して反対ですね。それで確かに言われたような面で新たに資料
がそういう固定資産でそういう利益を元にしてということがあるわけですけども、私はやっぱり
新たにの分はその3年間で最初の分だけであって、後の分をその云々を常に誘致であるから、そ
うであるからということで免除していくということについては、あれだけサントリーさんは配当
もし、利益も上がっている。利益が上がっているからこそ50万トンの上上げを80万トンとし、
そうして増設をして売るといふ、企業は営利企業ですから、そういうふうなことをしているところ
にさらに88億円かけてそうして増設をして売上利潤を上げるという。それなのに今の固定資
産税の免除とその新たになったら常に企業誘致して投資・増設をしたことについては、新たな投
資だから固定資産税を課するのは免除する。そうして免除したならば国は当然交付、色は付けな
いけれどもこれですよという形でやってるといふ、なんかはっきりしないな。そうして75%と
100%ではないですね、それで75%に25%というのは当然それだけの配当は支払いをして
今まで払っていいところを払わない。免除するということをするっていうことは、私はこの
条例に対して本当に必ずそうしなければいけないという根拠があるとするならばそれはその法律
の根拠ですからいいですけども、言えれば解釈はそういうふうな解釈によってまた新たな分につ
いてはそうしますと、新たな分についても法律でそれがちゃんと根拠があって、新たな投資につ
いても増設についてもすると、しなければいけないというその免除しなければいけないというこ
とが法律にあるならばそれは法律改定ですので、その法律にそういうことが書いてなかったなら、
やはり江府町も裕福な町じゃないわけです。その上にサントリーさんはあれだけ配当していると
すれば、私は引き続いての免除というのは、その法律に根拠が無いとするならば必要ないと思う。

○議長（川上 富夫君） 分かりました。

○議員（2番 竹茂 幹根君） だからよってそういうふうな面から私はもうちょっと検討するとい
う意味において留保ですか、保留ですか、そういう面できょう採決をしてこの条例を通さなけ
ればいけないものじゃないというふうに思うわけです。だから継続審議というか、そういう
ような形でもうちょっとこの点については議論を要し、そういうことが必要であるというふうに

私は思っております。だから留保ということで継続審議ということです。

○議長（川上 富夫君） 5番、上原議員。

○議員（5番 上原 二郎君） 私は賛成ということで討論したいと思いますが、先程町長も言われましたが、これは産業振興ということで過疎に我々人口減少等々、非常に悩む小さな町であります。サントリー、日通が来ることによって固定資産税云々を水が就職の場等々、町の発展に非常に大きな意味があると考えております。しかもこれは国がそれを後押ししているということで、実はそれは江府町のみならず、過疎に悩む小さな町は全部ほとんどと言っていいくらいこの制度を取り入れています。ですから国が交付税でそれを参入するということであります。ですから、競争はやはり必要で、江府町はそういうことをしませんということをやって企業が来てくれるのだろうか、そういうことも考えなければいけない。なおかつ行政の努力にもよって25%を本来は企業が持ち出すべきお金もサントリーから形を変えていただき、また日通からもそういう形で今交渉中という説明をちゃんと受けております。そういう意味からすれば、ぜひこの法律を通してよその企業も江府町に来れば非常にいいぞということを、ぜひ江府町として見せるべきだということで私は賛成です。以上です。

○議長（川上 富夫君） 反対もしくは継続についての討論ある方はありますか。無かったら賛成討論がまだある方はいらっしゃいますか。

討論は終了します。

採決を行います。

議案第110号、本案は、原案に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（川上 富夫君） 賛成多数。よって、本案は、議案第110号は原案のとおり可決いたしました。

日程第3、議案第111号、江府町の行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。

議案第111号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 1 1 1 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 4、議案第 1 1 2 号、江府町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。
議案第 1 1 2 号の質疑を行います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 1 1 2 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 5、議案第 1 1 3 号、江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。

議案第 1 1 3 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 1 1 3 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

た。

日程第6、議案第114号、江府町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

議案第114号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第114号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第7、議案第115号、江府町職員の給与に関する条例の一部改正について。

議案第115号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第115号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第8、議案第116号、江府町国民健康保険税条例の一部改正について。

議案第116号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第116号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第9、議案第117号、江府町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例の制定について。

議案第117号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第117号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第10、議案第118号、江尾診療所医科超音波画像診断装置購入契約の締結について。

議案第118号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第118号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 1 1、議案第 1 1 9 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

議案第 1 1 9 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 1 1 9 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 1 2、議案第 1 2 0 号、江府町過疎地域自立促進計画の変更について。

議案第 1 2 0 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 1 2 0 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 1 3、議案第 1 2 1 号、鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合同規約の変更に係る協議について。

議案第 1 2 1 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第121号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第14、議案第122号、鳥取県町村消防災害補償組合の解散に係る協議について。

議案第122号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第122号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第15、議案第123号、鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴う財産処分に係る協議について。

議案第123号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第123号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第16、議案第124号、町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置の廃止に係る協議について。

議案第124号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第124号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第17、議案第125号、日野病院組合規約を変更する協議について。

議案第125号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第125号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第18、議案第126号、平成28年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第4号）。
議案第126号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第126号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第19、議案第127号、平成28年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）。

議案第127号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第127号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第20、議案第128号、平成28年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第3号）。

議案第128号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第128号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第21、議案第129号、平成28年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）。

議案第129号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第129号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第22、議案第130号、平成28年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）。

議案第130号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第130号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第23、議案第131号、平成28年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第2号）。

議案第131号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第131号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第24、議案第132号、平成28年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

議案第132号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第132号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第25、議案第133号、平成28年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）。

議案第133号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第133号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第26、議案第134号、平成28年度鳥取県日野郡江府町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

議案第134号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第134号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第27 委員長報告

○議長（川上 富夫君） 日程第27、委員長報告。

閉会中に行われた地方行政調査特別委員会の調査報告を求めます。

委員長、上原二郎議員。

○議員（5番 上原 二郎君） 議長。

○議長（川上 富夫君） 上原議員。

○地方行政調査特別委員会委員長（上原 二郎君） はい。

地方行政調査報告書

1. 調査事件 (1) 行政改革の取り組みについて
(2) 庁舎建設の取り組みについて
(3) 議員定数の取り組みについて
2. 調査地 (1) 長野県下伊那郡 下條村
(2) 山梨県南巨摩郡 早川町
3. 調査期間 平成28年10月19日から10月21日までの3日間
4. 調査者 特別委員会委員 川上 富夫、森田 智、川端 雄勇、長岡 邦一、三輪
英男、竹茂 幹根、三好 晋也、上原 二郎
財務担当課長 奥田 慎也、事務局長 梅林 茂樹

次をはぐっていただきまして、

5. 調査の概要

(1) 行政改革の取り組みについて

[目的] 行政改革を行い、奇跡の村と言われている下條村の現地を訪れ、その現状を視察し江府町の施策に取り入れる為。

[調査日] 平成28年10月19日、

[対応者] 下條村 総務課長 兼 会計管理者 吉村善郎

[町の概要] 下條村は、明治22年2村が合併して以来127年間単独の村として生きてきた村で、長野県の最南端に位置し、名古屋から車で1時間30分、飯田市から20分の距離にある。天竜川に注ぐ5つの川を持つ標高330mから830mの間に34の集落が点在し面積38km²、人口3,917人の村である。雪は少なく10cmの積雪が2～3日有る程度である。仕事はりんご、柿、梨の果樹農業や飯田市に通勤している方が多い。保育園（119人）、小学校（248人）、中学校（130人）はそれぞれ1つあり1学年は40～43名となっている。平成28年の一般会計予算は、約25億円となっている。

[行政改革の概要] ガソリンスタンドを経営していた伊藤喜平氏は村会議員、議長そして平成

4年に村長に就任すると職員の意識改革に着手し、職員全員を1週間ホームセンターの店頭に立たせ、民間の厳しさを体験させ「全体の奉仕者」としての自覚を促した。昭和56年に59名であった職員は、現在38名となっている。

又、村民自ら道路や農道、水路の整備を行う「資材支給事業」を始め、昨年までに1,647ヶ所、総額約3億円の資材支給を行った。吉村総務課長によれば一般的に補助を受け業者に発注するより、基準の規制を受けることがないなどかなり安く済んでいるとの事だった。

平成2年からの下水道事業では合併処理槽の一本化を決定。当時、公共下水・農水の建設費が45億円と試算される中、総事業費を9億円におさえ、村の負担金を2億5千万円に留めた。

以上のような、役場・村民一体となった努力により浮いた財源で、平成9年から課題であった人口対策に取り組み、若者定住促進住宅10棟・124戸、1戸建て住宅54戸を建設した。家賃は安く抑え（2LDKで3万3千円）子供を持つ世帯か結婚予定者で、村の行事への参加と消防団加入も条件としたが、現在でも満杯状態となっている。この住宅には600人以上が暮らし、子どもの声が聞こえる元気な村の土台となっている。平成24年からは定住促進住宅の補助を始め、新築は100万円、宅地にも100万円等住宅取得の助成を行っている。

平成28年4月の人口は平成17年のピークであった4,204人からは3,917人と若干減少している。また平成27年決算から見る財政状況は、経常収支比率65%、実質公債費比率▲6.6%、起債残高12億円（実質村負担分2億円）、基金残高70億円となっている。

6期24年、村長として村を牽引してこられた伊藤村長は、「全国の自治体が強固になれば、日本は強固になります。その自治体の体質を強くできるのは、住民であり、住民の責任でもあります。住民が自治に是々非々の姿勢で積極的に関わり、住民の力で自治体の力を引き出して行かないといけないと思います」と語っている。

（2）庁舎建設と議員定数の取り組みについて

〔目的〕 庁舎建設と議員定数の取り組みの現状を視察し、江府町の施策に活かす為。

〔調査日〕 平成28年10月20日、

〔対応者〕 早川町 町長 辻一幸、議長 望月健市、総務課副主幹 宮本高広 事務局長 江本隆治。

〔庁舎建設の取組概要〕 早川町は、山梨県西部にあり南アルプス南端の山深い町で、昭和32年の大合併で6つの集落が合併した、全国で一番人口の少ない町である。平成28年現在の人口は1,115人で、面積は370km²と日南町より大きい町である。

前の庁舎は、昭和32年に建設された木造建築で、平成19年に耐震診断を行い基準を満たし

ていなかった。庁舎建設の必要はあったがなかなか踏み切れない中、平成23年3月11日東北大地震が発生。早川町庁舎も激しく揺れ、一気に庁舎建設の機運が起こった。

平成25年4月に庁舎建設に関する検討会を発足。役場職員の担当課のリーダーで構成し平成25年5月に基本構想、10月に基本計画、平成26年3月に基本業務設計、9月に実施設計、10月に工事請負契約し平成28年3月竣工となった。造成費を合わせた総工事費約9億円は、こつこつ貯めていた庁舎建設基金でそのほとんどを賄っている。平成28年度の一般会計の予算規模は約25億円で、人口は少ないが面積が大きいことから、交付税が約11億円となっている。平成25年度の実質公債費比率は3.3%で、平成28年現在の起債残高は約12億円で基金が約12億円との事で将来負担比率は0%という健全財政である。

建設に当たって、庁舎建設はまちづくりと捉え、子供から大人まで色々な場面で一緒に係り合いを作り、わが町を知り愛郷心を育て自分たちの庁舎であるという愛着を持つよう工夫している。そのひとつである子供達が描いたふるさと早川が玄関脇にタイルとなって貼られている。又、住民の有識者15名で組織された庁舎建設検討懇談会を作り、建設の内容について説明を行っている。

又、仮設庁舎は作らないよう旧庁舎横の川原を埋め立てその場所に建設することで約1億円の経費削減、議場を大会議室で兼用することで約1億円の削減、一方で設計業者に対し町の希望を実現するために、東京のコンサルタント業者「イトーキ」を頼み(コンサル料金560万円)、非常に有効だったとアドバイスを受けた。

町長の辻一幸氏は、現在9期町長を務め10月25日告示となる町長選挙に無投票当選となる見通しである。80歳を超えたとは思えないはつらつとした、また人懐っこい笑顔で嬉しそうに話して頂いた。有名な町長との事でしたが、この町を愛し、しかも町長として毎日が楽しくて仕方がないと言うようにお見受けした。

その後ですが予定通り無投票当選となっております。

[議員定数の取組概要]

昭和32年6つの集落が合併した直後には72名の議員定数であったが、定数を見直し6地区の小選挙区制で定数を22名とした。当時、水力発電所が14か所あり木材産業が好景気であり人口は8,116人であった。

その後、水力発電の自動化や木材産業の衰退により、人口が大きく減少し平成9年には人口2,000人となり議員の法定数も12人となった。平成17年人口1,611人となり行政改革により議員定数を10人にし、平成25年人口1,125人となり議員定数を8人とした。

議員定数を決めるにあたっては、他の地域に研修に出かけた町民の声も拾い検討し最終的には、議員の多くが8名を支持し定数8名となった。

2つの常任委員会があり、4名ずつの議員構成となっている。議長の望月氏によれば2名の欠席となれば委員会が成立せず、運営が難しいとの事だった。町民から信頼を得ることが議会の定数を考える上で重要であり、今後住民懇談会等を実施し議会に対する信頼を得る努力をするとの事だった。

[考察] (1) 行政改革の取り組みについて

下條村は、伊藤村長というリーダーにより奇跡の村と呼ばれるような村になった。しかし、その中身を見ると意識を変えればどこの自治体でもできることを、1つずつ愚直に、しかし信念を持って実行し続けたことが現在の村を作ったと言える。具体的には、全体の奉仕者としての職員の意識、自分の村は自分で守るという住民の意識を変えることで財政基盤を作り、その財政を次の施策に活かしている。

江府町においても、やはり財政基盤をしっかりさせることは重要であり今後意識の改革に取り組む必要を感じる。

(2) 庁舎建設の取り組みについて

早川町の旧庁舎は、江府町の庁舎と同じ時期に建設され、地震を契機に建設が進んだなど江府町と同じような状況である。

実際の建設に当たっては、庁舎に必要な機能を精査し、整備するものと省略するものをしっかりと検討している。また経費削減のための方策や、逆に投資する所を仕分けしている。その際、設計業者任せでなく別にコンサルタントを頼み希望の実現を行っている。今後、江府町の庁舎建設が計画されるが、大いに参考になるポイントが多くあり取り入れていく必要がある。

早川町の場合は、建設基金がありそれで建設費をほとんど賄っているが、江府町においては建設基金はわずかであり、財政もにらみながら出来るだけ有利な補助なり起債を検討することも重要と考える。

(3) 議員定数の取り組みについて

議員定数については、其々の町村で歴史や地理的条件があり難しい問題だと言える。早川町の望月議長が一度削減した議員定数は、人口が減る中増やすことは難しいと語られたが、その通りといえる。

今後議員定数について議論を深めることにはなりますが、議員定数だけでなくどんな議会にしていくのか、それによって住民の信頼を得ることが出来るのか、議会改革もしっかり議論していく

必要があると考える。

それと国会議員の方に、石破衆議院議員等に陳情に上がりましたが、その際、林野庁長官今井さんですか、その方の所にもお邪魔をするようにと行きました。その後たまたま三朝の方に来られて江府町にも11月6日にこの庁舎に来て頂き、江府町の実際の庁舎を見ていただいたということで、非常に効果があったと思います。

.....

以上です。

○議長（川上 富夫君） ただいまの調査報告について質疑がありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、以上をもって委員長報告を終わります。

次に、閉会中に行われた各委員会の町内所管事務調査の報告に入ります。

最初に、総務経済常任委員会の報告を求めます。

委員長、森田智議員。

○総務経済常任委員会委員長（森田 智君） 議長。

○議長（川上 富夫君） 森田智議員。

○総務経済常任委員会委員長（森田 智君） 所管事務調査の報告をいたします。

.....

平成28年12月19日

江府町議会議長 川 上 富 夫 様

総務経済常任委員会委員長 森 田 智

所管事務調査報告書

本委員会は、所管事務の調査を次のとおり終了したので、報告いたします。

1. 調査事項
 - ①市民農園カサラファーム
 - ②三町衛生施設組合「清化園」
 - ③一般財団法人奥大山農業公社
 - ④道の駅「奥大山」
2. 調査期間 平成28年11月10日
3. 調査者 江府町議会議員 森田 智、三輪 英男、上原 二郎、竹茂 幹根
立会者 奥大山まちづくり推進課、三町衛生施設組合、建設課、農林産業課
4. 調査内容 別紙のとおり

.....

調査報告につきましては、皆さんにお配りですので、特に考察だけを発表さしていただきたい
と思います。

調 査 報 告

(1) 市民農園カサラファーム

【考 察】

- 野菜の収穫に関してはとても期待がもてない状態であり、今年度はひまわりの種を収穫し、来年度はひまわりで一面の花園を企画との事、是非好結果が生まれることを期待致します。
- 冬期間のスキー客の呼び込みを工夫しながら、居住スペースの改善や工夫により自分のパフォーマンスを売りとして、客の確保に努力されたい。
- サントリーの従業員の昼弁当を予約制で対応できないか、担当課とも十分な連携をとって検討されたい。

続きまして、

(2) 三町衛生施設組合「汚泥再生処理センター建設工事」でございます。

考察を読ましていただきたいと思います。

【考 察】

- 工事着工以来、平成28年10月時点で工事進捗率57%に達しており、今日まで高所作業等における作業員の事故もなく、計画通り工事が行われている。完成まで安全第一で工事をされたい。
- 周辺集落からの苦情もなく工事が行われている。今後は、周辺環境にやさしい、し尿処理施設の1日でも早い完成が望まれる。
- 旧施設の解体は、搬入車両の洗車場として利用することにより過疎債を使えるようにし、財政削減が行われている。

続きまして、一般財団法人奥大山農業公社でございます。これも考察だけ。

(3) 一般財団法人奥大山農業公社

【考 察】

- 新甘泉が平成30年度には収穫が期待できる見通しであり、鋭意努力されたい。
- コンニャクの収益性を上げるよう検討されたい。
- トータルマネジメントを行う専従職員を確保すべきと思われるが検討されたい。
- 公社職員(地域おこし協力隊含む)の業務に対する姿勢は謙虚で真摯であり敬意を表します。

(4) 道の駅「奥大山」

【考 察】

- 物産館マルシェ・直売所みちくさ館の協調体制が構築できたことのメリットが表れており、イベントも同時開催とか色々工夫をされており、着実な歩みを感じられる。
- ゆったりとした空間にお客さんの和やかな食事風景が見受けられ、食堂の雰囲気が一新されるなど努力のあとが見られる。
- 更に、日々研究され道の駅「奥大山」のイメージアップに努められたい。

.....

以上でございます。

- 議長（川上 富夫君） ただいまの調査報告について質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（川上 富夫君） ないので、次に教育民生常任委員会の報告を求めます。

委員長、越峠恵美子議員。

- 教育民生常任委員会委員長（越峠 恵美子君） 議長。

- 議長（川上 富夫君） 越峠恵美子議員。

- 教育民生常任委員会委員長（越峠 恵美子君）
-

平成28年12月19日

江府町議会議長 川 上 富 夫 様

教育民生常任委員会委員長 越 峠 恵美子

所管事務調査報告書

本委員会は、所管事務の調査を次のとおり終了しましたので、報告します。

1. 調査事項
- (1) 江府小学校
 - (2) 江府中学校
 - (3) 子供の国保育園
 - (4) 社会福祉法人「尚仁福社会」
 - (5) 江尾診療所(医科・歯科)
 - (6) 社会福祉協議会
 - (7) いこいの広場「らんちゅう」

2. 調査期間 平成28年11月21日

3. 調査者 江府町議会議員 越 峠 恵 美 子
" 三 好 晋 也
" 川 端 雄 勇
" 長 岡 邦 一
" 川 上 富 夫
立 会 者 教 育 委 員 会
福 祉 保 健 課
江 府 小 学 校
江 府 中 学 校
子供の国保育園
社会福祉法人「尚仁福祉会」
江尾診療所(医科・歯科)
社会福祉協議会
いこいの広場「らんちゅう」

4. 調査内容 別紙のとおり

.....
なお、調査内容につきましては割愛させていただきますので、目を通してください。考察のみ読み上げたいと思います。

(1) 江府小学校

【考 察】

プール、併せてトイレ、更衣室については毎年、全面改修の要望が出ている事もあり対応が望まれます。又、トイレは昨今、児童の家庭では洋式トイレが一般的になっている事もあり洋式化を検討されたい。

次に2番目、江府中学校、同じく目を通していただければと思います。考察のみ。

(2) 江府中学校

【考 察】

上りバス停の待合所の設置を検討されたい。

(3) 子供の国保育園

①今後の子供の数の予測から目を通していただければと思います。

【考 察】

乳児室が手狭のため、今以上の受け入れが難しい。保育士の確保も併せて検討されたい。

(4) 社会福祉法人(尚仁福祉会)につきましても考察のみ。

【考 察】

介護事業に関する全般で江美の郷、あやめを拠点とした事業展開に加えて、28年度より障がい福祉事業も開始されています。今後は障がい者のニーズや動向を踏まえ体制づくりをされるよう望むものです。

(5) 江尾診療所(医科・歯科)ともに考察のみ。

【考 察】

診療科全体の収入はこれからも減少傾向が続くと見込まれる。公的資金を投入しないと維持が難しくなると思われるので今後検討されたい。

看護師は正職員を確保しないと臨時職員及びパートでは限度がある。また、電子カルテでないと後継医師が来ない等の問題があるとのこと。早急な対応が望まれる。電子カルテに変更になったので患者さんへのメリットも最大限受けられるよう、支払時間を短縮出来るよう対策を検討されたい。(例えば医療秘書などの雇用によりカルテ入力補助など)

来年4月に予定されている公営企業化については専門的に事業経営を管理する人材が求められる。対応を検討されたい。

(6) 社会福祉協議会、同じく考察のみ。はぐっていただきまして、

【考 察】

現在の課題でも上げられている様に福祉的要素が多くなって来ているので人材の増員、確保が急がれる。

(7) いこいの広場「らんちゅう」

【考 察】

毎週水曜日実施している予防事業の利用者が十数名と固定化している。町内に広く広報をして多数の利用者が参加できるよう望む。

.....

報告は以上であります。余談ではありますが、小学校・中学校とも学校が臨時休校のときに日程がなくなってしまって生徒の声は全然聞こえませんでした。この休日にも関わらず校長先生がわざわざ出掛けていただきまして、誠に丁寧に説明をいただきました。改めて感謝とお礼を申し上げたいと思います。有難うございました。

○議長(川上 富夫君) ただいまの調査報告について質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、以上をもって委員長報告を終わります。続きまして、陳情等の審査を付託した委員会の審査報告を議題とします。（陳情第7号）鳥取県西部地区に問題行動等に総合的・長期的に対応する仕組みの実現を求める陳情書を議題とします。

審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員会委員長、越峠恵美子議員。

○教育民生常任委員会委員長（越峠 恵美子君） 議長。

○議長（川上 富夫君） 越峠恵美子議員。

○教育民生常任委員会委員長（越峠 恵美子君）

陳情書等の審査報告

審査の結果

1、採択とすべきもの

(1) 件 名 (陳情第7号) 鳥取県西部地区に問題行動等に総合的・長期的に対応する仕組みの実現を求める陳情書

(2) 理 由 問題行動等については家族全体の支援が必要であり、現在の分野別支援体制では難しいと言われる。難題に対処可能な総合センターの開設が望まれるものの市町村単独では実現が困難なこともあり、県の支援により、難題に対処する仕組みを早急に整える必要があると思われる。よって採択とする。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

平成28年12月19日

教育民生常任委員会委員長 越峠 恵美子

江府町議会議長 川上 富夫 様

以上です。

○議長（川上 富夫君） これより、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

陳情第7号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ご異議なしと認めます。

よって委員長報告のとおり決しました。

日程第 2 8 発議第 8 号

○議長（川上 富夫君） 続きまして、議員発議として日程第 2 8、発議第 8 号、総務経済常任委員会所管事務調査についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

森田智議員。

○総務経済常任委員会委員長（森田 智君） 議長。

○議長（川上 富夫君） 森田智議員。

○総務経済常任委員会委員長（森田 智君）

.....

発議第 8 号

平成 2 8 年 1 2 月 1 9 日

江府町議会議長 川 上 富 夫 様

提出者 江府町議会議員 森 田 智

賛成者 江府町議会議員 三 輪 英 男

賛成者 江府町議会議員 上 原 二 郎

賛成者 江府町議会議員 竹 茂 幹 根

総務経済常任委員会の所管事務調査について

総務経済常任委員会は、閉会中において次の調査を行うものとする。

記

1. 調 査 者 総務経済常任委員 4 名（議会事務局長）

2. 調 査 事 件 （1）若者定住について

3. 調 査 地 八頭郡智頭町

4. 調 査 期 間 平成 2 9 年 1 月 2 6 日から平成 2 9 年 1 月 2 7 日までの間

5. 経 費 予算の範囲以内

6. 提出の理由 「智頭町の若者定住施策」を考察するため

.....

以上でございます。

○議長（川上 富夫君） 発議第 8 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第 8 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

.....

日程第 2 9 発議第 9 号

○議長（川上 富夫君） 日程第 2 9、発議第 9 号、教育民生常任委員会の所管事務調査についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

越峠恵美子議員。

○教育民生常任委員会委員長（越峠 恵美子君） 議長。

○議長（川上 富夫君） 越峠恵美子議員。

○教育民生常任委員会委員長（越峠 恵美子君）

.....

発議第 9 号

平成 2 8 年 1 2 月 1 9 日

江府町議会議長 川 上 富 夫 様

提出者 江府町議会議員 越 峠 恵美子

賛成者 江府町議会議員 三 好 晋 也

賛成者 江府町議会議員 川 端 雄 勇

賛成者 江府町議会議員 長 岡 邦 一

教育民生常任委員会の所管事務調査について

教育民生常任委員会は、閉会中において次の調査を行うものとする。

記

1. 調 査 者 教育民生常任委員 5 名（議会事務局長）
2. 調 査 事 件 （1）子育て支援について
3. 調 査 地 島根県鹿足郡吉賀町
4. 調 査 期 間 平成 2 9 年 1 月 1 6 日から平成 2 9 年 1 月 1 7 日までの間
5. 経 費 予算の範囲以内
6. 提出の理由 「子どもを育み、子どもと共に発展するまち」を考察するため

.....
以上です。

○議長（川上 富夫君） 発議第 9 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第 9 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

.....
日程第 3 0 発議第 1 0 号

○議長（川上 富夫君） 日程第 3 0、発議第 1 0 号、鳥取県西部地区に問題行動等に総合的・長期的に対応する仕組みの実現を求める意見書提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

越峠 恵美子議員。

○議員（6番 越峠 恵美子君） はい、議長。

○議長（川上 富夫君） 6番、越峠 恵美子議員。

○議員（6番 越峠 恵美子君）

.....

発議第10号

平成28年12月19日

江府町議会議長 川上 富夫 様

提出者 江府町議会議員 越 峠 恵美子

賛成者 江府町議会議員 三 好 晋 也

賛成者 江府町議会議員 川 端 雄 勇

賛成者 江府町議会議員 長 岡 邦 一

鳥取県西部地区に問題行動等に総合的・長期的に対応する仕組みの実現を求める

意見書提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による意見書を、別紙により提出したので、江府町議会会議規則第14条の規定に基づき提出いたします。

（提出の理由） 陳情第7号、鳥取県西部地区に問題行動等に総合的・長期的に対応する仕組みの実現を求める陳情書を採択したことにより意見書を提出する

（意見書提出先） 鳥取県知事

.....

鳥取県西部地区に問題行動等に総合的・長期的に対応する仕組みの実現を求める意見書（案）

同一世帯内での困難な問題行動等（複数の問題が重複している＋家族全体に支援が必要）に適切に対処することは、現在の、高齢・障がい・子どもの支援が別々に行われる分野別支援体制では難しい。高齢の親が中年の子どものDVや精神症状のため自宅から逃れて避難が必要になるケースも稀ではない。

こうした難題に対処する仕組みを早急に整える必要があるので、下記のことを鳥取県が県西部地区の市町村と協力して実現するように求める。

記

- 1、鳥取県西部に、発達障がい・精神障がい・高次脳機能障がい・認知症・引きこもり・DV・虐待・生活困窮など「分野を問わず、分野が重複しても、当事者のみならず、家族全体の支援が可能」、且つ、「精神症状・2次障害・不適切な行動などの問題行動全般」に対応可

能な相談支援機関、「(仮称)西部総合支援センター」を開設すること。

2、高齢・障がい・子ども等、どの分野でも相談・家庭訪問等に対応でき、且つ、当事者だけでなく家族全体の支援を行うことができる新たな専門職「(仮称)在宅ケースワーカー」の育成に取り組むこと。

3、「(仮称)西部総合支援センター」から西部地区の全市町村に常駐の「(仮称)在宅ケースワーカー」を派遣すること。

4、「(仮称)西部総合支援センター」では「(仮称)在宅ケースワーカー」の育成以外に、福祉支援人材全般の育成・レベルアップにも取り組むこと。

5、「(仮称)西部総合支援センター」は県立県営が望ましいが、それが困難な場合、当面は県・西部地区の市町村、関係者、要望書提出者で当該センター設立開設・運営に関する検討会を持つこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月19日

鳥取県日野郡江府町議会

.....
以上です。

○議長(川上 富夫君) 発議第10号の質疑を行います。

[質疑なし]

○議長(川上 富夫君) ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

[討論なし]

○議長(川上 富夫君) 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第10号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(川上 富夫君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

.....
日程第31 発議第11号

○議長(川上 富夫君) 日程第31、発議第11号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求

める決議について。

提出者の説明を求めます。

上原二郎議員。

○議員（5番 上原 二郎君） はい、議長。

○議長（川上 富夫君） 5番、上原 二郎議員。

○議員（5番 上原 二郎君）

.....

発議第11号

平成28年12月19日

江府町議会議長 川 上 富 夫 様

提出者 江府町議会議員 上 原 二 郎

賛成者 江府町議会議員 川 端 雄 勇

賛成者 江府町議会議員 森 田 智

賛成者 江府町議会議員 越 峠 恵美子

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める決議について

江府町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定に基づき提出いたします。

（提出の理由） 地方創生が叫ばれる中、今地方議会の現状は議員のなり手が減っています。

今後、議員の身分をしっかりとしたものにし、議員の人材確保をする為に

年金制度は必要と考える。

（意見書提出先） 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、

総務大臣、厚生労働大臣

.....

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな

人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月19日

鳥取県日野郡江府町議会

.....

以上です。

○議長（川上 富夫君） 発議第11号の質疑を行います。

2番、竹茂議員。

○議員（2番 竹茂 幹根君） 今、提案になった地方議員の年金制度、過去あった年金制度とどうも変わらんじゃないかと同じじゃないかというふうな私は印象を持つものです。新たにそういう年金制度では、昔あったやつの復活じゃないかという気がするんですがその辺はどうですか。

○議長（川上 富夫君） はい、答弁を求めます。上原議員。

○議員（5番 上原 二郎君） 地方議会議員の厚生年金制度の加入ということですが、皆さんの情報として私も同じ情報を持っておりますが、タブレットで送られてきた情報、私もこれだけしか持っておりません。それによりますと一旦廃止しました年金制度でございます。これをもう一度復活するという意味の先程言いましたような観点からの復活です。中身については今後一応厚生年金に加入するという前提で、これから我々が陳情と言いますか意見書を提出して、国と交渉をして地方議員の年金制度がどうすれば可能なのか、当然に負担は行政の方にもかかってくるんじゃないかとその他ありますが、その辺の細かい所については今後検討されるというふうに聞いております。以上です。

○議長（川上 富夫君） 了解でしょうか、質疑は以上で終わります。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第11号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

た。

日程第 3 2 議員派遣の件について

○議長（川上 富夫君） 続きまして、議長発議として日程第 3 2、議員派遣の件について。

江府町議会会議規則第 1 2 7 条第 1 項に係る議員派遣 2 件について、お手元に配付のとおり行いたいですが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） よって、2 件の議員派遣を行うことに決しました。

日程第 3 3 閉会中の継続調査について（議会運営委員会） から

日程第 3 7 閉会中の継続調査について（議会改革調査特別委員会）

○議長（川上 富夫君） 日程第 3 3、閉会中継続調査について（議会運営委員会）から日程第 3 7、閉会中の継続調査について（議会改革調査特別委員会）まで計 5 件を一括議題といたします。

議会運営委員会、総務経済常任委員会、教育民生常任委員会、議会広報調査特別委員会、議会改革調査特別委員会の各委員長から第 7 5 条の規定により閉会中継続調査の申出書が議長の手元に届いております。お諮りします。各委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査とすることに決しました。

○議長（川上 富夫君） よって、本定例会は、これをもって閉会することに決しました。

平成 2 8 年第 8 回江府町議会定例会を閉会いたします。有難うございました。

午前 1 1 時 2 9 分閉会
